

別添資料12 モニタリング基本計画書

1 総則

(1) モニタリング基本計画書の位置づけ

本モニタリング基本計画書は、本事業の実施に際して本市と契約を締結し、事業を実施する事業者が、契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、かつ、要求水準（本市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準を指したものであり、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準を指す）を安定的に充足することを確認するための考え方、具体的な内容及びその方法等に係る基本的事項を示すものである。なお、本モニタリング基本計画書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、契約及び要求水準書等において定める意義を有する。

(2) モニタリングの概要

ア 基本的考え方

モニタリングとは、本事業の履行に関し、事業者が契約に定められた業務を適正かつ確実に履行していることを確認するため、業務の内容の水準及び実施状況を本市が監視する行為のことである。

セルフモニタリングとは、本市が実施するモニタリングの事前に実施される、事業者の自己確認であり、主には、事業者が実施する業務履行状況の確認のことを指す。

本事業においては、官民の適切な役割分担の考え方に基づき、セルフモニタリングと本市が実施するモニタリングを併用し、効率的なモニタリングの実施を図るものとする。

イ 内容

(ア) 定期モニタリング

要求水準の未達や業務スケジュールの遅延等のリスクが発生することを防止することを目的として、事業者による業務の履行状況及び要求水準の充足状況について、事業者の提案に基づき本市との協議によりあらかじめ決定される時期及び頻度において定期的な確認を行うもの。

(イ) 随時モニタリング

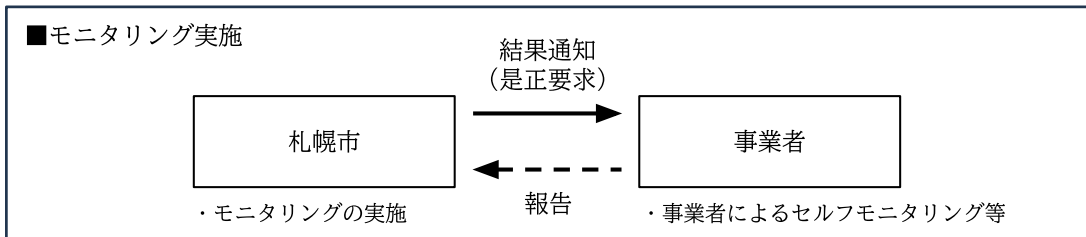
要求水準の未達や業務スケジュールに遅延等の恐れがあると認められる場合において事前に必要な対応等を実施することを目的として、(ア)に示す定期モニタリングとは別に、本市又は事業者が必要とする場合において臨時的に実施するもの。

ウ 実施体制

(ア) モニタリング実施体制

モニタリングは、本市が事業者に対して実施する。ただし、本市が実施するモニタリングは、事業者が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。（図表1-1）。

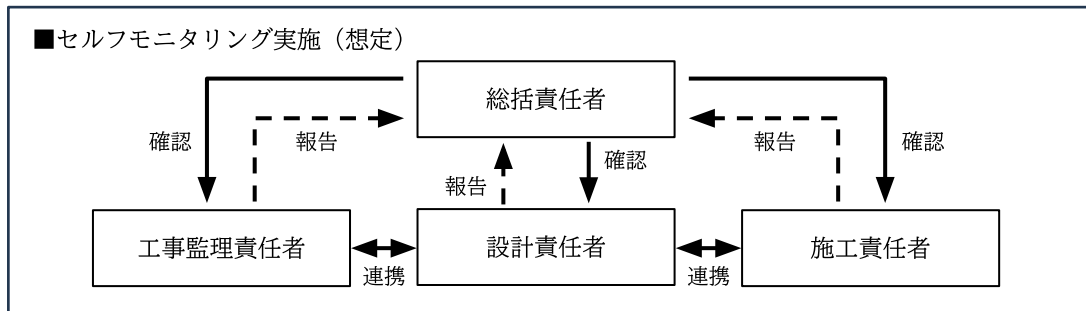
図表1-1 モニタリングの実施体制



(イ) セルフモニタリング実施体制(想定)

セルフモニタリングは、責任者単位等で、事業者にて実施することを想定する。なお、詳細な実施体制及び実施フロー等は提案書等に基づき「セルフモニタリング計画書」にて明らかにすること（図表1-2）。

図表1-2 セルフモニタリングの実施体制（想定）



エ セルフモニタリング計画書

事業者は、契約の締結後、提案書等に基づき、「セルフモニタリング計画書」の案を作成し、本市に提出する。

なお、セルフモニタリング計画書は事業期間中にわたり本市及び事業者との協議に基づき適宜見直しを図り、業務品質の向上を図る。

(3) モニタリングの方法

ア 書類確認

事業者は、業務履行状況を「セルフモニタリング計画書」及び「セルフモニタリング結果報告書」並びにその他入札説明書等において定める各業務に関する提出書類としてとりまとめ、自ら確認の上、本市に提出して確認又は承諾を受ける。

「別添資料3 提出書類一覧」に示す各時期において、図面や計算書、官公庁手続き書類に必要な各種資料を含む取扱説明書のほか、本市が必要とする書類等を本市に提出し、確認等を受ける。

イ 実地確認

本市は、事業者が提出したセルフモニタリング計画書において、実地における立会いによる確認が必要とされている場合、又はその他施工の各段階で本市が必要と認めた場合には、施設整備業務の実施内容が、設計図書、セルフモニタリング計画書、要求水準を充足しているかについて、実地における確認を行う。本市が実地における確認を行う場合には、事業者は立会うものとする。

なお、本市は建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

ウ 会議を通じての確認

本市と事業者は会議体を設置する。会議体の開催方法等の詳細については事業者の提案に基づき本市と協議の上決定する。また、本市又は事業者が必要と認める場合は、随時会議体を設け、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、課題等を確認・共有する。

(4) モニタリングの対象

モニタリングの対象は、要求水準書に記載される全ての業務であり、構成は以下のとおりとする。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

(5) モニタリングの費用負担

モニタリングに要する費用については、本市及び事業者各々に発生した費用は各々が負担する。事業者が実施するセルフモニタリングに要する費用については、事業者が負担する。なお、(3)イのなお書きに記載の検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

2 各業務に関するモニタリング

(1) 基本的な考え方

本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、後述の「(2) モニタリング時期・手順」に示すとおりに行う。

(2) モニタリングの時期・手順

各業務のモニタリングの時期・手順及び事業者と本市の役割は図表2のとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業者の提案により異なることも想定されるため、契約の締結後に策定するセルフモニタリング計画書において確定する。

なお、事業者は本市のモニタリング終了後において、最終版の提出物を提出すること。

図表2 モニタリングの手順と役割

時期	事業者	本市
設計業務の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の着手前の段階において、設計計画書、実施体制（各分野の担当者を明示のこと）及びセルフモニタリング計画書、その他要求水準書及び契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 必要な事前調査を実施する場合は、調査の着手前の段階において調査計画書を作成の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出を受けた各種計画書等について、要求水準書及び提案書の内容と相違ないことを確認する。
基本設計業務又は実施設計業務の完了時	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計業務又は実施設計業務それぞれの完了時に、設計図書、その他要求水準書及び契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 上記の内容をとりまとめたセルフモニタリング結果報告書を本市に提出する。 図面等関係資料の内容等を、自らセルフモニタリング結果報告書を活用して照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出を受けた設計図書、各種報告書等について確認を行う。 要求水準書と事業者が提案時に提出した提案書の性能項目の全てについて、セルフモニタリング結果報告書及び事業者からの報告により確認する。 必要に応じて実地で立会、検査を行う。
建設業務の開始前	<ul style="list-style-type: none"> 建設業務の開始にあたり必要とされる、要求水準書及び契約書に示す書類を作成の上、本市に提出するとともに、建設工事の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可申請及び届出等を本市にも提出する（本市が申請者である場合は、本市から受領する）。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出を受けた各種計画書等について確認を行う。 建設工事の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可申請及び届出等を事業者に開示する（事業者が申請者である場合は、事業者から提示を受ける）。
建設業務期間中	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理業務報告書等、要求水準書及び契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出を受けた各種計画書及び報告書等について確認を行う。 必要に応じて事業者が開催する工程会議に出席する。
建設業務の中間確認	<ul style="list-style-type: none"> 本市から中間確認の実施について求めがあった場合（支払時期に合わせた実施を想定）は、本市との協議に基づき中間確認のために必要な書類（出来高報告書を含む）を準備の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出を受けた報告書等に基づき、要求水準書及び提案書の内容と相違ないこと、及び確認時点での出来高について、実地で立会いの上、確認する。

建設業務の完了確認時	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事完了時に完成図書、その他要求水準書及び契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 ・上記の内容をとりまとめたセルフモニタリング結果報告書を本市に提出する。 ・事業者が合理的に必要又は適切と判断する完成検査を行う。 ・設計図書、完成図書及び工事目的物の施工状況について、セルフモニタリング結果報告書を活用し、要求水準を満たしているかどうかについて照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から提出を受けた各種報告書等について確認を行う。 ・事業者が実施する完成検査について、必要に応じて実地で立会う。 ・設計図書と完成図書及び本施設の状況について、要求水準を満たしているかどうか事業者に報告を求め、実地で立会いの上、確認する。
------------	---	---

(3) 要求水準未達の場合の措置

ア 是正要求

本市は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合は、事業者に対して、文書にて要求水準未達の是正を行うよう通知するものとする。

事業者は、本市から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について本市の承諾を得て是正を行うものとする。

本市は、事業者による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて随時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかどうかを確認する。

イ 改善費用の負担

事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合における改善等に要した費用については、事業者が全て負担する。本市の責めに帰すべき事由による場合については、協議の上、事業者が生じた費用を本市が負担する。不可抗力による場合については契約の規定に従うものとする。また、事業者の責めによる改善等が必要な場合において、本事業の遅延に伴う一切の損失は事業者が負担することとする。

ウ 契約の解除

本市は、上記の是正要求をもってもなお要求水準未達が継続していると本市が判断した場合、本事業の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令違反がある場合、事業者の責めに帰すべき事由により事業者の義務の履行が不能となった場合、その他契約における契約解除事由に該当する事象が発生する場合、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については契約の規定によるものとする。